

白岡市手数料条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、白岡市手数料条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 別表第47号関係（認定申請手数料）

① 「第5条第3項」を「第5条第5項」に改正

共同住宅について区分所有者が認定を受ける仕組みから管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更になったことにより、第5条第4項及び第5項が新設されたため、改正する。

② 手数料

改正後	改正前
削除（ただし、附則にて経過措置を設ける。）	ア：適合証による認定申請
ア：住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項（確認書）若しくは同条第4項（住宅性能評価書）又はこれらの写しによる認定申請	イ：住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項（設計住宅性能評価書の写し）による認定申請
イ：ア以外（金額改正なし）	ウ：ア及びイ以外の認定申請

③ 共同住宅等の住棟認定

共同住宅等の認定が「住戸単位」から「住棟単位」に変更されるため、改正後のア及びイの共同住宅等の手数料を一棟の建築物の額に改正する。

(2) 別表第48号関係（建築確認申請の審査を伴う認定申請手数料）

(1) ①と同じ

(3) 別表第49号関係（変更の認定申請手数料）

(1) ②、③と同じ

3 施行期日

令和4年2月20日から施行する。